2025 年 4 月 1 日現在

弁護士・通訳等リスト

本リストは、一般的な情報提供として作成したもので、当館が紹介・斡旋するものではありません。各弁護士事務所との連絡、照会等は、直接ご自身にて行って下さい。なお、弁護士事務所とのトラブル等につきましては、当館として一切責任を負えませんので、予めご了承の上、ご利用下さい。
なお、弁護士を選択されるときには複数の弁護士に料金、専門性、その他の条件を含めて相談されてから決定されることをお勧めします。

【弁護士等リスト】

カリフォルニア州

永野綾子（Ms. Ayako Nagano）
翠法律事務所（Midori Law Group, P.C.）
日本語可
専門：移民法、遺産計画、ﾋﾞｼﾞﾈｽ法
(510) 548-1100, FAX (510) 588-5462, E-mail info@midorilaw.com
公式サイト www.midorilawgroup.com
2039 Kala Bagai Way, #505, Berkeley, CA 94704

萬（よろず）タシャ　(Ms. Tasha A. Yorozu)
河西香織　(Ms. Kaori Kasai)
ディアース治子　(Ms. Haruko DeArth)
三浦法律事務所（US）（Miura & Partners US）
日本語可
専門分野：企業法務、国際税務、M&A、ライセンシング、国際商取引、雇用法（雇用者側）、海外移住・贈与・相続計画
一般（415）707-5000、直通（415）707-5011
E-mail（日本語メール可）：　tasha.yorozu@miura-us.com
kaori.kasai@miura-us.com

haruko.dearth@miura-us.com

公式サイト：www.miura-us.com

235 Montgomery Steet, Suite 300, San Francisco, CA 94104

鈴木淳司（Mr. Junji Suzuki）

マーシャル・鈴木総合法律事務所（Marshall Suzuki Law Group, LLP.）

日本語可

専門：公式サイト参照

公式サイト www.marshallsuzuki.com

＊電子メールは上記のサイトから出せます

・サンフランシスコ事務所：230 California Street, Suite 415, San Francisco, CA 94111

TEL (415) 618-0090　FAX (415) 618-0190

・サンノゼ事務所：1625 The Alameda, Suite 800, San Jose, CA 95126

TEL (408) 998-6754

広田龍太郎　（Mr. Ryutaro Hirota）

工藤恵佳　（Ms.Ayaka Kudo）

広田龍太郎法律事務所（Law Offices of Ryutaro Hirota）

日本語可

専門：民事一般、会社法、契約法、労働法、移民法・ビザ取得

遺産相続計画、離婚等

(415) 398-8508, FAX (415) 373-9392,

E-mail: info@hirotalaw.com

公式サイト: www.hirotalaw.com

500 Sutter St., Suite 922, San Francisco, CA 94102

シャーレット・イトウ（Ms. Charlotte K. Ito）

シャーレット・イトウ法律事務所（Law Offices of Charlotte Ito）

日本語可

専門：遺産計画、相続問題

(415) 223-8250（直通）、FAX(415) 745-3301

E-mail cito@citolaw.com

公式サイト www.citolaw.com

100 Pine St., #1250, San Francisco, CA 94111

久保田美穂（Ms. Miho Kubota）
久保田法律事務所（Law Office of Miho Kubota）
日本語可
専門：民事一般、企業法、雇用法
(415) 694-1503, E-mail mihokubota@comcast.net
PO Box 191723 San Francisco, CA 94119

三谷ユウジ（Mr. Yuji Mitani）
三谷ユウジ法律事務所（Law Offices of Yuji Mitani）
日本語可（日系人）
専門：民事一般
刑事事件担当不可
Email: ymlaw@earthlink.net（英語のみ可能）
(415) 567-4432
1610 Post St., #204 San Francisco, CA 9411

シンシア・フアレズ・ラング(Ms. Cynthia Juarez Lange)
ﾌﾗｺﾞﾒﾝ･ﾃﾞﾙﾚｲ･ﾊﾞｰﾝｾﾝ･ﾛｰｳｲ法律事務所（Fragomen, Del Rey, Bernsen & Loewy, LLP）
日本語不可（日本人法律家補助員数名）
専門：移民法
(415) 986-1446, Santa Clara 事務所(408) 330-1111, 公式サイト www.fragomen.com
Email: clange@fragomen.com
555 Montgomery St., 4th Floor, San Francisco, CA 94111

斉藤亜紀　（Ms. Aki Saito）
レガシープロテクション法律事務所　（Legacy Protection Firm）
日本語可
専門：遺産相続手続き、遺産相続計画、プロベート手続き（裁判手続き）
650-603-0654　（直通）
Email: aki@yourlegacyprotectionfirm.com
公式サイト: www.yourlegacyprotectionfirm.com

1900 S. Norfolk St., Suite 350, San Mateo, CA 94403

ネバダ州

エドワード・マイリー（Mr. Edward R. Miley）
エドワード・マイリー法律事務所（Miley Law Firm, P.C）
日本語不可
専門：刑事事件、家族法（離婚、親権）
(702) 942-0600 携帯電話 (702) 400-7020
公式サイト：https://mileylaw.com/attorney-profile/
501 South Rancho Blvd. , Ste A1
Las Vegas NV 89106

法廷通訳

平井美栄子
日本語可
Mieko Hirai Brun JD
Linc21, Inc.
Phone: 855-292-6611
Mobile:818-470-1922
Email: hirai@linc21.com
公式サイト：https://legaledgetranslation.com/
1000 N. Green Valley Pkwy No.440-204
Henderson, NV 89074
ネバダ州公認裁判通訳：保釈金支払いの手配から裁判、適任の弁護士紹介、裁判準備まで法律のわかる通訳としてサポートいたします

パラリーガル

（パラリーガルとは弁護士の業務を補佐する人です）

ネバダ州

木村尚子

Ms. Naoko Kimura

日本語可

電話：(702) 659-1656

Email: info@jpbparalegal.com

公式サイト: https://jpbparalegal.com/

住所：　3753 Howard Hughes Pkwy. #200-904, Las Vegas NV 89169

支援可能内容：ビジネス訴訟、離婚・親権・養育費問題、保釈金支払い手配、適任の弁護士紹介、通訳、DV 被害者の相談やアドバイス、遺産管理・処理、また、交通違反の切符支払い方法の援助も行います。

【通訳会社・組織リスト】

会社名：HC Language Solutions

電話：650-312-1239

公式サイト：www.hcls.com

Email：info@hcls.com

会社名：通訳アメリカ

電話：日本国内（080）7856-9583, 米国本社 1(866) 543-0123

公式サイト：https://tsuyakuamerica.com

Email: info@TsuyakuAmerica.com

組織名：American Interpreters Association (全米通訳協会)

電話：(702) 271-6122

公式サイト：www.american-interpreters.net

Email は公式サイトから送付可能。

上記弁護士等への連絡に際しての注意事項

1. 日本語不可弁護士に依頼する場合は、日本語通訳を弁護士に依頼して付けてもらい、その通訳を介して弁護士とのコミュニケーションを図るようにすると良いでしょう。通訳にかかる費用は弁護料とは別です。弁護料を聞く時に通訳費用についても弁護士に確認するようにしましょう。
2. 日本語可の弁護士へコンタクトする場合も、米国人の秘書が電話に出る場合があるので、上記の通訳サービスを使用するか、指名通話を KDDI で指定する方が良いかもしれません。
3. e-mail ではなく公式サイトが表示されてある場合は、そのサイトから e-mail をその弁護士に送ることができます。
4. 日本語の e-mail を送りたい場合は、弁護士のパソコンが日本語対応かを確認して下さい。基本的に、日本語不可弁護士に e-mail を送るときは英語でしかコミュニケーションはとれません。
5. 刑事事件専門弁護士は、飲酒運転、家庭内暴力、万引き、ドラッグから重い容疑（強姦、殺人容疑）まで担当可能です。
6. なお、「米国家族法弁護士アカデミー(Academy of Matrimonial Lawyers)」のホームページで家族法の専門分野を特定（離婚、親権、DV、ハーグ条約/子の連れ去り等）して州・郡・市別に弁護士を探すことが可能です。http://www.iaml.org/ （英語表記 のみ）